

令和6年度第2回廿日市市総合教育会議 会議録

1 日時 令和7年3月14日（金）
開会10時00分 閉会12時00分

2 会場 消防本部・廿日市消防署 5階研修室

3 出席者（構成員）

市長	松本 太郎
教育長	生田 徳廉
教育委員	松本 良子
教育委員	岡本 美紀子
教育委員	石角 剛
教育委員	古谷 正樹

（市出席所属）

【市長部局】子育て担当部長、総務課長、国際交流・多文化共生室長、まちづくり支援課長、中山間地域振興室長、スポーツ推進課長、人権・市民生活課長、産業振興課長、こども課長、子育て応援室長

【教育部局】教育部長、教育総務課長、教育施設担当課長、学校教育課長、学事・生徒指導担当課長、生涯学習課長、文化財課長、はつかいち市民図書館長

【事務局】経営政策課

○事務局（宮本課長）

令和6年度第2回総合教育会議を開会させていただきます。

本日の司会を務めます経営政策課の宮本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は公開の下、開催し、議事録を公表することとなっております。よろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、お手元でございます次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、次第2、廿日市市長松本からご挨拶申し上げます。

○松本市長

皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

このたび、子育て・教育関連事業を含む令和7年度当初予算につきまして、先週の11日に3月定例市議会において承認をいただきました。

令和7年度当初予算では、例年に引き続き、子育てしやすいまちづくりとスポーツを核としたまちづくりの推進を継続するとともに、新たに、戦後80年非核平和事業を主な事業として掲げております。

戦後80年という節目に当たり、被爆地広島としての歴史的意義を再認識し、平和の尊さを伝える新たな取組を展開し、そして、戦禍を乗り越え培われた平和の精神を次世代の子どもたちへと確かに継承してまいります。

さて、本市におきましては、現行の廿日市市総合計画が来年度をもって満了することから、令和8年度からスタートいたします次期廿日市市総合計画の策定作業を進めております。現行の廿日市市教育大綱においても計画期間が来年度で満了することから、令和8年度に向けて、総合計画の策定と連携しながら、本市総合教育会議において皆さんとしっかりと議論させていただき、次期大綱の策定を進めていきたいと考えております。

そのような中、本日は、令和7年度当初予算の子育て・教育関連事業を適正に執行するための方策や、次期大綱の策定に向けた視点など、教育委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

この総合教育会議が本市教育の発展に向けて有意義な場となることを祈念して、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮本課長）

ありがとうございました。

次に、次第3、本日の出席者でございます。

お手元に配付しております配席表及び名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

本日の議題の関係で、教育部長並びに関係所属長が同席しております。これにつきましても、配席表にてご確認いただきたいと思います。

続きまして、次第4、協議事項でございます。

議事進行につきましては、市長により行います。市長、よろしくお願いします。

○松本市長

それでは、初めに、協議事項、令和7年度の子育て・教育関連の主な事業について、事務局から説明願います。

○事務局（経営政策課主事）

それでは、事務局より説明をさせていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。

令和7年度の子育て・教育関連の主な事業を教育大綱の基本方針ごとに記載しております。○新は新規事業、○拡は拡充した事業を示しております。

まず、基本方針①まち全体で子どもを育てますについてです。

佐伯高校の魅力化支援についてです。

地域の中学生の進路先確保及び将来の担い手育成のため、地域一体となって佐伯高等学校の魅力化支援を行っています。

男性の育児休業取得の推進についてです。

市内企業で働く男性従業員が育児休業や子の看護等休暇を利用した場合に、企業に対し奨励金を支給します。企業、地域、住民が一体となってオール廿日市で子ども・子育て世代を応援し、子育て世代に選ばれ続けるまちづくりに取り組みます。

0歳児から2歳児の保育料の負担軽減についてです。

0から2歳児の保育料について、保育料算定時に、多子世帯の子どもをカウントする際の年齢制限と保育施設利用要件を廃止します。これまではカウントされなかった小学生以上の子どもをカウントに含めることにより、多子世帯の負担を軽減します。

病児保育の利用を無償化についてです。

働く保護者が安心して子育てをできるよう、病児保育室を利用する際の年間登録料及び利用料を、令和7年4月から無償化します。

続きまして、2ページをご覧ください。

「ほいくの未来応援補助金」の創設についてです。

私立認可保育施設に勤務する職員の新規採用、就業継続、離職防止に向け、令和7年度から新たな補助制度を創設します。

こども計画の策定についてです。

国の目指す「こどもまんなか社会」の実現、市の「こどもが主役のまちはつかいち」宣言の具体的な指針とするため、廿日市市こども計画を策定します。

子育て支援サイトの開設についてです。

「こどもが主役のまちはつかいち」宣言に基づく本市の子ども施策を幅広く周知するため、子育てしやすいまちの魅力発信につながる子育て支援サイトを開設します。サイト内では、子育て期ごとの情報検索や、子育てを支援する保育士等の求人情報など、子育てに関する様々な視点からの情報を掲載し、子育て世代に選ばれ続けるまちの推進を図ります。

児童会のICT化推進についてです。

留守家庭児童会にICTシステムを導入し、欠席など児童の登下会に関わる作業や保護者連絡をオンライン化することで、保護者負担及び放課後児童支援員の業務負担を軽減します。

宮島幼稚園の認定こども園移行に伴う改修工事等、調理室などの必要な機能の整備についてです。

令和7年10月から宮島こども園として利用するため、旧宮島幼稚園内に調理室、保育室など必要な機能を整備します。

続きまして、3ページをご覧ください。

保育園利用者への各種支援についてです。

公立保育園におけるお昼寝用簡易ベッドの試験導入、公立保育園における防犯カメラ設置等の環境改善、公立保育園でのおむつのサブスクリプションサービスの導入などの支援体制を整えます。

あかちゃんオムツプレゼント事業についてです。

令和7年10月から、生後3か月、6か月、9か月、満1歳の計4回、産前産後サポートセンターなどでイベントと子育て相談を開催し、おむつ2,000円相当をプレゼントします。

5歳児健康診査（相談）についてです。

5歳児に対して健診、相談を行います。子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援や生活習慣、その他育児に関する相談に応じます。

紙おむつ用ごみ箱についてです。

乳幼児の保護者が多く来所される子育て支援施設に、衛生面に配慮した紙おむつ用ごみ箱を試行的に設置します。

奨学金貸付制度の拡充についてです。

将来の社会のつくり手となる人たちが希望に沿って安心して就学できるよう、制度の見直しを行います。

続きまして、4ページをご覧ください。

基本方針②たくましく自立し、学び合い高め合う教育を推進しますについてです。

体育館への空調設備の検討についてです。

学校の教育環境及び災害時の避難所における生活環境の充実を図るため、小・中学校体育館への空調設備整備に向けた調査検討を行います。

休日部活動地域移行モデルについてです。

生徒がスポーツ、文化芸術活動に取り組むことができる環境の整備及び教員の働き方改革の推進を図るため、中学校における休日部活動地域移行モデル事業を引き続き実施するとともに、将来的な地域展開に向けた連携体制の検討を行います。

不登校総合対策事業についてです。

不登校の段階に応じた支援や環境の充実を図ります。また、特別支援学級に在籍する発達障害等のある児童生徒に対する特別な教育的支援を行います。

体育館へのWi-Fi整備についてです。

タブレットを使った授業ができる環境を整備するため、Wi-Fi未設置の小・中学校体育館へのWi-Fi設置に向けた設計を行います。

続きまして、5ページをご覧ください。

安全で効果的な水泳授業についてです。

児童生徒の泳力の向上及び教員の働き方改革の推進を図るため、小・中学校における水泳指導の業務委託の実施校を追加し、民間事業者の施設、ノウハウを活用した水泳授業を実施します。

続いて、基本方針③いのちを大切に作る心を育みますについてです。

平和意識の醸成についてです。

戦後80年という節目の年を迎えるに当たり、平和の大切さを未来につなげるため、平和を祈念する様々な事業を通じて市民の平和意識の醸成を図ります。特に、戦争体験者や被

爆者の高齢化が進む中、戦争や被爆の体験、平和への思いの継承・伝承がますます重要になっていることから、未来をつくる子どもや若者が平和について考え、行動できるきっかけとなるような事業などを、全庁的な取組として展開します。

いじめ対策・未然防止についてです。

生徒指導指導員、生徒指導相談員、特別支援教育アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門家の支援を受け、相談体制を充実させるとともに、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止対策委員会を活用し、いじめへの適切な対応とともに、いじめの未然防止に努めます。

続きまして、6ページをご覧ください。

基本方針④ふるさとに誇りと愛着をもつ心を育みますについてです。

姉妹都市への青少年の派遣についてです。

コロナ禍で中断していた姉妹都市ニュージーランド・マスタートンへの青少年派遣事業を再開し、外国語や海外文化に触れ合う機会を提供することで、国際交流に関わる人材の育成に努めます。

宮島の歴史編さん関係についてです。

宮島の積み重ねた歴史とその価値を守り、正しく継承していくため、宮島の歴史の編さんに向けて準備を進めます。

続いて、基本方針⑤生涯にわたる一人一人の学びを支援しますについてです。

市民センターのリニューアル、長寿命化等の実施設計及び工事についてです。

生涯学習やまちづくりの拠点である市民センターを市民が安全、快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化工事などを行います。

障害者スポーツの推進についてです。

障害者のスポーツ機会の拡大を図るため、障害のあるなしにかかわらず誰でもパラスポーツを楽しめるスポーツイベント、インクルーシブスポーツフェスタ広島2025の本市開催に合わせて、機運醸成のための関連イベントなどを開催します。

続きまして、7ページをご覧ください。

女子野球タウンの取組についてです。

メディアを活用したプロモーション事業を実施することで、女子野球タウンの取組の認知度向上を図るとともに、女子野球の裾野拡大などを目指します。

トップアスリートと触れ合えるスポーツ教室などの開催についてです。

トップアスリートと触れ合える機会を設けることで、子どもたちが自主的にスポーツに親しむ意欲を喚起し、体力向上を図ります。

H I R O H A I 佐伯総合スポーツ公園多目的広場の整備についてです。

公園内の多目的広場の整備工事を引き続き行い、令和8年2月の完成を目指します。スポーツを核としたまちづくり推進のため、幅広い年齢層による様々な各種スポーツ競技の活動やイベント開催のできる環境を整備します。

はつかいち文化ホールウッドワンさくらびあの改修についてです。

平成9年に開館したはつかいち文化ホールウッドワンさくらびあについて、天井の耐震改修及び施設設備の長寿命化や、施設のバリアフリー化などの改修に向けた基本設計を行います。また、改修に当たり、設計、改修工事、維持管理について、民間活力を活用する官民連携手法による事業方式及び従来方式を比較し、最適な事業方針の調査検討を行います。

以上で事務局からの説明を終わります。

○松本市長

ただいまの事務局からの説明に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○石角委員

単純な質問なんですけれども、資料1の1ページ目の3番目で、0歳児から2歳児の保育料負担軽減、新規事業なんですけれども、△をつけて減になっているのは、どういうことでしょうか。

○事務局（村上課長）

この△1,462万といいますのは、これは保護者から頂く保育料を軽減いたします。市にとっての予算で言えば、歳入がマイナスになるという意味で、このような表記をさせていただいております。

保護者が負担する保育料を市が歳入しております。それを、もらわなくしましたということなので、市の予算から言うと、マイナスで計上、歳入の減となるため△をつけています。これを直接、その保育料分を保護者にお金を渡して、それから市がもらうということにすれば、当然プラスで支出の増になりますが、歳入の減という形で整理していますので、△の表記になっております。

○石角委員

分かりました。

○事務局（宮本課長）

通常の事業はすべて、歳出の記載をさせていただいています。

○松本市長

その他どうですかね。

子育て世帯が子育てしやすいように、子育てに対する負担をどう軽減するかといったところなんですけれども、もっとこういう視点でやったらどうですかとか、一般的な意見をいただければと思うんですけれども。古谷委員はいかがでしょうか。

○古谷委員

ありがとうございます。

事前に資料頂き、私が見させていただいた中で、拡大というところで、1 ページ目の病児保育の利用を無償化というところ。どの政策もそうなんですけれども、かなり廿日市市は充実しているなというのが率直な感想でした。その中で、この病児保育の利用無償化というところが、そもそも病児保育というところが、お恥ずかしながら知らなかったというところがありまして、周りの人に聞いても、知らない人が結構多く、その中で、前年度が1,270万という予算がついていて、今回、拡大という形で2,200万ということなんですけれども、この利用料、利用回数や利用人数などどれほど利用されているのか教えていただいてもよろしいですか。

○事務局（村上課長）

病児保育の利用者数ですが、こちらの事業は平成18年度から行っており、毎年の利用者はばらつきがありつつも、1,000人前後で推移をしております。

こちらの無償化ですが、県内では、呉市に次いで2 番目の取組ということになるかと思えます。

そして、利用実態は、1,000人と申し上げましたが、実際には、リピーターの世帯があり、中には9 回ぐらい使っていらっしゃる方もおりますので、世帯数で言えば、その10 分の1 程度か9 分の1 程度になるのかなというところでございます。

○古谷委員

ありがとうございます。

本当にいい事業だと思いますので、もっと認知を広げていただいたらいいと思います。

○松本委員

1 ページ目の中で2 点ありまして、1 点目は、男性の育児休業取得の推進というところ

です。男性に限らず女性もですが、育児休業などを取得したときに、事業者のお話を聞くと、こういうのを推進していかなければいけないんですけれども、人事の調整などがすごく大変という話を聞きまして、市としては奨励金とかを出す形で支援していくことにはなるのですが、行政外の範囲かもしれないですけれども、企業の中で取得してもらうための取組がうまくいっている企業があるならば、それをぜひ情報発信してもらうといいんじゃないかなと思います。よく負担がこっちにかかるとか何か、不公平感もある中で、フォローする人に手当てを、社内で分けるとか、そういう取組もあるということを知っているんですけれども、奨励金をもらった後に、企業がどう人事的な問題を対処されているのかなど、分かれば、それを共有していけたらいいんじゃないかと思ったというのが1点です。

2点目は、先ほど指摘があった病児保育の関係について、私はもう子どもが大きくなったんですけれども、小さかった頃とか、今も小さいお子さんがおられる家族とかは、結構病児保育を利用している方がおられて、平時の子どもが元気なときはいいのですけれども、急に病気になったときに、仕事とかの関係でもすごく大変で、そういうときに病児保育がしっかり利用できたら本当にありがたいなと思います。費用面の拡充は本当に私もすごくいいことだなと思っているんですが、その費用的なことももちろんなんですけれども、病院側に病児保育の枠があって、1日に利用できる数とかの制限があるのではないかなと思います。結局、そういうところで利用できないとかのケースがあるとするならば、そこは課題になるかもしれないと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○松本市長

まず、育児休業の推進事例の紹介、そして、病児保育の利用実態の説明をお願いします。

○事務局（原田課長）

育児休暇の取得等についてです。私どもといたしまして、昨年度も、ダイバーシティ経営のセミナーを開催しました。こちらは、いろんな方が働ける社会を目指していこうということで、主に経営者の意識啓発を目的としたセミナーでございます。

その中で、昨年におきましては、職場環境の改善に取り組んでいただいている事業者の優良事例の紹介という形で行っておりまして、この取組を来年度も引き続き拡大していきたいと考えております。

○事務局（村上課長）

病児保育についてお答えさせていただきます。

利用しやすさというところについては、委員さんがおっしゃるとおり、市内に1か所し

かありません。保護者が、突然、例えば保育園に預けられていて発熱、すぐ迎えに来てくださいと言われても迎えに来れない場合もあるかと思います。

そこについては、四、五年前と思いますが、病児保育施設がタクシーを調達し、保護者に代わり看護師が迎えに行く送迎サービス、保護者が戻ってこられるまで面倒見るというサービスを行っております。

課題といたしましては、市内に1か所しかないことと思います。

利用人数も、1日4人という定員がございます。ただ、施設のにも部屋が3部屋ございまして、感染症流行時期は、過去に12人ぐらい受け入れたこともありますので、受入れ枠が埋まっているから今日はお受けできませんというような事態はないところでございます。

○松本市長

事業者の優良事例について、具体的なものが分かれば。

○事務局（原田課長）

そのセミナーというのは、私が参加できなかったもので、ただ、市内の6事業者に講師として立っていただきまして、それぞれ皆さんより休暇が取りやすい環境づくりをこういった形で取り組んでいますというような形でお話をいただいたところでございまして、市内にもそういったことに積極的に協力していただいている事業者がおりますので、それらの取組については、折を触れて広めていきたいと考えております。

○事務局（胡部長）

質問のお話をされると、今回、奨励金の制度をつくったということで、育児休業は取得期間に応じて金額の設定があるのですが、恐らく質問の趣旨は、企業さんがその奨励金を使って、どのように改善へつなげてきたのか、例えば男性の社員が育児休業を取ることで仕事が大変になるところを、手当でカバーするとか、人を新たに配置をしたとか、そういうことにお金が使われるかと思っていますが、そうしたことは、優良事例を展開をしていかないと、取り組みが広まらないので、それで言うと、今は、ダイバーシティ経営の取組についてお話をしましたが、実際この制度を活用した取組は、来年度に事例が出てくるだろうと思いますので、紹介する機会が増えるのではないかと考えていますし、一過性のものではないとも思っていますので、より市内企業に広がっていければなという思いで、この制度を創設したということでございます。

○松本市長

いかがでしょう。

○岡本委員

1 ページ目の佐伯高校の魅力化支援というところで、佐伯高校を盛り上げようということで支援をされているのかなと思っています。佐伯高校の存続が危ぶまれている時期もあったので、その後の効果といいますか、今、佐伯高校はどのような状況かなと思いました。

先日、佐伯中学校の卒業式に出席しました。少人数ですが、生徒が凜として卒業式を迎えていました。それと佐伯高校は直接関係ないかもしれませんが、何か私も見ていてすごくうれしくて、もしかしたら佐伯高校の魅力化というのが、関係しているのかなと思い、佐伯中学校の生徒さんの多くが多分佐伯高校に進学するのかなと思いました。もし進学の状況が分かれば教えてください。

それと、5 ページにあります水泳授業のことです。民間の施設を活用して水泳授業を行っていて、大変親御さんにも好評でよい取り組みだと思っていたのですが、施設から遠い学校は、移動時間などとかから難しいのかなと思って聞いていたのですが、これから先、遠く離れた学校ではどのように支援されるのか、計画があれば教えてください。

○松本市長

では、佐伯高校の現状と水泳授業についてお願いします。

○事務局（小田課長）

佐伯高校の状況でございます。

ちょうど先日、佐伯高校を応援する会で、高校と学校を応援する会、PTAとか、同窓会と市が一緒になっての会があり、その中で報告がありましたけれども、新聞報道等でもありましたように、33名が志願して、実際受験を受けた方も33人で、合格者も33人という報告があります。

ただ、1名、私立の高校に行かれるので、32人が今は希望を出されて、昨日でしたか、二次の募集が8名という形で新聞報道があったと思います。昨日ぐらいから募集が始まって、もしかしたらここで人数が増えたらいいなと思っております。

そして、佐伯中学校からの状況ですが、今回の志願者33人のうち12人ということで、55名程度が佐伯中学校3年生だと思います。例年2割から3割の間で動きがあるような状況でございます。

そして、吉和から今年は1名、吉和中学校から入学予定となっています。

魅力といいますか、子どもの生活の関係ですが、今、SAEKI QUESTとって、総合学習の時間の中で、地域が一緒になって子どもたちが考えた課題の解決に向

けて取り組むということで、特に今年度からは支援するボランティア的なところをコーディネートする方として地域から何名か入ってもらい、1年生から継続的にそのテーマに応じて取り組み、地域との密着が深化しているという部分があります。

中学校でも、SAEKI QUESTのコンテストのような発表会があるのですが、特に地元の中学生に来ていただいて、見ていただくとか、また、高校で行う公営塾に中学校から実際参加するという方もありますので、そのあたりが少しずつではありますけれども、進んでいるのかなと思っております。

○事務局（雨河課長）

小中学校での水泳指導のことについてです。

岡本委員さんがおっしゃられるとおり、離れた学校が民間の施設の利用が難しいというのは、課題として認識があり、令和7年度は、この水泳指導の業務委託料の中に、民間業者からインストラクターを、その離れた学校に派遣するという事業を考えております。

対象は、友和小学校、津田小学校、そして宮島小学校の派遣をしてみるということで取り組んでいます。宮島はどうしても船を使って渡らないといけなく、そこで時間を使ってしまうということで、距離的には近いんですけども移動しての指導は難しいと考えています。

あと、吉和小学校が一番遠いところにありますが、水泳指導には中学校の体育教員が一緒に入って指導をしているという実態があるので、ほかの小学校とはそこが違って、体育の先生が指導するということで、専門性が高くなっているため、今回、対象には含めていませんが、今後どうしていくか検討していきたいと思っています。

○松本市長

そのほか、いかがでしょうか。

○石角委員

同じく5ページで、2番目の平和意識の醸成で、戦後80年として新規の事業を取り組まれていますけれども、数年前までは学校現場にもおまして、2年前に中学1年生に尋ねたところ、広島原爆投下、昭和20年8月6日、8時15分、それが全てきちんと答えられる人が5割弱だったんです。私たちが若い頃は、広島市と同様と言えるかどうか分かりませんが、指導の時間を使って、ほぼ9割以上の子が当然言えて、そういう基本的な広島で何が起きたかというのを学習していたんですけども、熱心なあまり、ほかに学習すべきことができていなく、偏り過ぎたということから、平和教育を全部縮小して、

今度は、逆にあまりにもやれていない状況があると思っております、最低限広島でこんなことが起こったということは、広島の子として知って大人になるべきだと思うので、事業を通して意識が高まるような、子どもに限らないのかもしれませんが、若い世代が考える機会、そういう行動ができるきっかけとなるような事業ということで、ぜひこれに期待をしております。

○松本市長

何かありますか。

○事務局（雨河課長）

本当に、この平和教育、各学校でもその実情に応じて行っていますが、以前のように時間を取ってしっかりとしたというのは、できていないんじゃないかなと、感じる部分があります。

来年度は80周年という節目でもありますので、昨日、校長会のほうでも校長のほうに案内したのですが、各学校で平和教育に、それぞれの実態に応じて取り組んでいただき、その取り組んだことを教育委員会に報告してもらって、各学校の取組を、来年は市民ホールに展示して、平和に対する機運を醸成していきたいと考えているというところです。

あわせて、学校には、いろんな平和教育ができる資料もこちらから提供しながら、学校がやりやすいようにしていきたいと考えております。

○事務局（胡部長）

補足させてもらいます。

今年から廿日市の次期総合計画を策定しています。その中で、全世代に向けてアンケートを取ったり、まちの中で協議をして話し合う場を設けたり、夢を語ったりということを行いました。

小学生にアンケートをしています。その中で、大人には出てこなかったワードとして、平和という言葉が出てきていたんです。何でなんだろうと、いわゆる広島というときに、平和学習がきちんとできているからそういう言葉が出るのか、世界情勢を見ると、どこどこで戦火があるとかいうようなことを子どもさんたちが感じて、平和って大切だねという気持ちを持っているのかということは、心の中までは分からないんですが、戦争を経験した人の世代から出るのは通常かなと思っているんですが、そこでは出てこないのに子どもに出てきているというところが、すごく今回感じたんです。

これは、教育長とも話をしたんですけれども、よく分からないところがあるので、今回、

戦後80年の平和事業をしますけれども、こうしたことが一つのきっかけになって、教育現場で再度そういうことを見直してみようとかいうことがあるのであれば、行っていただくということもあろうかと思えますけれども、市でもそうした予算をしっかりと取っていくということが必要なのかなと感じています。

今回はノーベル平和賞を取ったということも追い風になり、議会からもしっかりとやってほしいと要望も出ておりますので、市としてもしっかりとやっていくということで、今回、事業を提案させていただいたので、引き続きできればと思っています。

○石角委員

付け加えになりますけれども、いじめの問題とか、一人一人が大事にされる、平和な学校、平和な世の中にしていくということは、学校教育の中で、廿日市の学校でも随分勉強されて、そういう感覚から、恐らくそういうところに回答が出たんだろうと思います。けれども、広島であったことを最低限は知った上でというところは、それに加われば、今やっていることは素晴らしいことされていると思いますので、そういう意味で申し上げました。

○生田教育長

今おっしゃられるように、単に知識として知っていくというところも要るのかなと思っています。

先ほど課長が説明しましたがけれども、ちょうど80年というように節目に当たるので、来年度、戦後80年となっていますけれども、それこそ校長会で被爆80年に焦点を当ててそれぞれの学校で取り組んでもらいたいという話をしたところです。

○松本市長

そのほか何かありますか。

○石角委員

すみません、6ページで、宮島の歴史編さん関係のところなんですけれども、これ、今から取りかかるということで、以前も、宮島は町史編さんという取組があって、途中でストップして、再スタートということだと思うんですけれども、恐らく膨大な作業になって、膨大な資料ができてくるのかと思います。実際それをこれから検討されるんだろうと思うんですけれども、あまりにも膨大だとなかなか手が届かないし、さらに、子ども版とかそういう簡易版もあると便利かなとか思ったりするんですけれども、そういう見通しがあれば教えていただきたいと思います。

○事務局（田宮課長）

今、委員おっしゃるとおり、実は3名の先生方にご協力をいただいて、編さんの答申というのを来年度策定の作業に入っていくと思います。

その中で、今までの資料、歴史の本というのは、例えば1,000ページに上るなど、すごく分厚いけれども、誰が読むんですかというお話があります。最大でも300ページ程度にまとめていくというのが、これがまず一つ。ボリュームを少なくして読みやすい言葉で書くというのがもう一つです。次に委員がおっしゃられたように、小学生や中学生、そういった子どもさんに興味を持っていただけるような概要版といったものも、研究の成果として折々に出版をしていきます、実際、そういう企画というのも、先生方から言葉として出てきています。

委員がおっしゃったように、大人の方も子どもの方にも読んでいただけるような、宮島の歴史、その価値を知ってもらえるような内容に、また、いい執筆をしていただけるように、先生方でも検討をしていただいているというところでございます。

以上です。

○石角委員

ありがとうございます。

○松本市長

いかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして、次期廿日市市教育大綱について、事務局から説明を求めます。

○事務局（経営政策課主事）

それでは、事務局より説明をさせていただきます。

資料2-1の1ページをご覧ください。

策定の趣旨について説明をさせていただきます。

現行の第2期廿日市市教育大綱については、令和3年度から令和7年度までの5年間が対象期間となっており、令和7年度に次期大綱を策定する必要があります。令和8年度を始期とする次期廿日市市総合計画並びに第4期廿日市市教育振興基本計画をはじめとする各関係個別計画等の策定状況を踏まえつつ、それぞれの計画との整合を図るとともに、本市の教育、学術及び文化の振興を実現するため、大綱を見直すこととしております。

次に、大綱策定における基本的な考え方でございます。

国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて総合的な施策の大綱を定めること。

地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針を定めること。

関係計画との整合を図りながら策定すること。例として、次期廿日市市総合計画、第4期廿日市市教育振興基本計画、第3期廿日市市子ども子育て支援事業計画、廿日市市子ども計画を記載しております。

そして、総合教育会議で協議すること。

教育に関する総合的な施策についての目標や根本となる方針とし、詳細な施策は策定しないこととなっております。

次に、次期大綱の策定の進め方を説明させていただきます。

資料の一番下、下部に策定のスケジュールの表を記載しております。ご覧いただきつつご確認いただければと思います。

表の8月になりますが、来年度、第1回総合教育会議を開催する予定でございます。こちらに向け、次期教育大綱の策定に必要な調整、情報収集を7月まで行ってまいりますので、第1回の会議においては、教育大綱の策定方針について協議をさせていただくことを考えております。

そして、第1回にいただいたご意見を基に、12月開催の第2回総合教育会議においては、次期大綱の素案を策定してまいりますので、その素案についてお諮りいただくことを考えております。

そこでいただいたご意見を基に案を作成いたしまして、3月の第3回総合教育会議の場で、次期教育大綱の案をお示しさせていただければと考えております。

その後、来年度4月において次期教育大綱を施行させていただくことを考えております。

以上が、次期廿日市教育大綱の策定についてでございます。

続きまして、資料2-2をお開きください。

こちらでは、教育大綱の位置づけをご説明させていただきます。

地方自治体の教育大綱と教育振興基本計画との比較表でございます。同じ教育分野の計画である教育振興基本計画との比較をさせていただきます。左側の列が教育大綱についての記載、右側が教育振興基本計画の記載でございます。

まず、根拠法令でございますが、教育大綱が地方教育行政法第1条の3、教育振興基本計画が教育基本法第17条に基づくものでございます。

次に、策定主体でございますが、教育大綱が地方公共団体の首長、教育振興基本計画が

地方公共団体となっております。

次に、策定方法でございますが、教育大綱は、総合教育会議において地方公共団体の長と教育委員会が協議し、策定。教育振興基本計画は、地方公共団体が策定とされております。

次に、範囲でございますが、教育大綱は、教育、学術及び文化の総合的方針、広範な行政領域を対象、詳細な施策の策定は求めない。教育振興基本計画は、教育の振興に関する総合的な施策、中長期の目標、数値指標、具体的な実施計画を含むとされております。

次に、改定頻度でございますが、教育大綱は、首長の任期や国の教育振興基本計画に合わせた見直しが一般的とされており、4から5年程度。教育振興基本計画は、各自治体の方針により異なるとされております。

次に、法的強制力でございますが、教育大綱は地方公共団体の長の義務。教育振興基本計画は地方公共団体の努力義務とされております。

次に、関係機関の関与でございますが、教育大綱は、長が主導権を持つ。教育行政の政治的関与を強化。教育振興基本計画は、教育委員会の専門性が重視されるとされております。

以上が比較表の説明でございます。

表の下へ各計画の法令を抜粋しておりますので、ご参考いただけると幸いです。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

文部科学省の教育大綱に関する考え方を記載しております。

文部科学省の平成26年7月17日付、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についての中から、重要な箇所を抜粋しております。

まず、大綱の定義でございます。

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないとされております。

次に、大綱の記載事項でございます。

大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実など、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。大綱に

は、地方公共団体の長の権限に関わらない事項、教科書採択の方針、教職員の人事の基準等について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられることとされております。

次に、教育振興基本計画その他計画との関係でございます。

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議、調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないこととされております。

来年度策定の次期廿日市市教育大綱においては、先ほど資料2－1、大綱策定における基本的な考え方においてご説明させていただいたとおり、関係計画との整合を図ることにとどめ、一体的な策定は行わない方針と考えております。

以上が文部科学省の教育大綱に関する考え方でございます。

次に、両計画の共通点と相違点についてご説明をいたします。共通点、相違点を記載しております。

まず、共通点についてでございます。

地域の教育課題解決を目的とする。教育基本法の理念（自主性・自立性の尊重）に基づく。国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ策定する。

次に、相違点でございます。

先ほどの表と同様に、左側が教育大綱についての記載、右側が教育振興基本計画の記載でございます。

まず、焦点でございますが、教育大綱は、教育の理念・長期的な方向性。教育振興基本計画が、教育施策の具体的内容・数値目標とされております。

次に、対象分野でございますが、教育大綱が、幼児教育から大学教育まで広範に教育全体をカバーする。学校教育のみならず、家庭教育、社会教育、地域教育など幅広く教育に関する内容が含まれる。

教育振興基本計画は、主に学校教育を中心に、教育の質の向上やカリキュラム、教職員の育成、施設整備、ICTの活用、国際教育など、学校教育に関わる具体的な課題を重点的に取り上げる。また、地域ごとの教育振興施策も含まれるとされております。

以上が、教育大綱、教育振興基本計画の共通点と相違点でございます。

以上で、資料２－２の説明を終わります。

続きまして、資料２－３として現行の廿日市市教育大綱を添付しておりますので、ご参考いただけると幸いです。

以上で、事務局からの資料説明を終わります。

○松本市長

スケジュール等をご説明させていただきましたけれども、教育大綱、来年度１年かけて、この場で議論させていただくということで、今日は、中身について議論するというより、委員の皆さん、理解を深めていただくということと、例えば、こうした視点でこれから大綱をまとめていくべきではないか、そういったご意見を賜ればなと思っております。

これからご意見、ご質問いただきますが、その前に、教育長から、基本的な考え方について、少しお話を聞かせてください。

○生田教育長

私も、令和４年から今の職に就いて、教育委員会で仕事させてもらいましたけれども、学校教育だけではなくて社会教育も、文化・スポーツ、いろいろな分野がありましたけれども、この大綱、３年から今までいろんなことが変わってきたなという、感想を含めてお話をさせてもらったらと思います。社会はどんどん変わっていくため、学校教育も当然変わっていく。

社会が大きく変わっている、これは、特に学校のいろんな様子を見ていく中で、ＡＩの発達、ネット社会、これが非常に影響が大きいなと思っています。多くの子どもがスマートフォンを持っています。今朝もニュースで、オンラインゲームで非常に被害に遭っている子どもが多いと話がありましたが、廿日市の子どもたちの中にもそういった被害に遭っている子どもが多いです。スマホを持っていて、それで、世の中で言われているような、加害者になったり被害者になったり、こういったことも随分増えてきていますし、少子高齢化も肌で感じるものがすごくあります。報道であるのは、出生数が、１０年前が大体１００万人と言われていたのが、昨年７２万というように一気に減ってきている。後期高齢化、私も、もう少しで６５歳ですから、その仲間入りになりますが、これも随分増えていき、人生１００年時代となったときに、人生の長さが変わっていくと、スポーツ、文化の取組も変わっていくのかなと思っています。

最も変わってきたなと思うのは、いろいろな学校でのトラブルを見ていくときに、子どもも、ですし保護者も、価値観が随分変わってきたなと感じます。例えば、就職して、離

職率が高卒で38%、大卒で35%ぐらいだと思います。そんな中で、ずっと定年までという感覚も非常に変わってきているのかなと。そういった中で、家庭の差というのが随分出てきていると思われます。

学校現場を考えていくと、私が来てからも、学習指導要領が変わってきました。教育内容も変わっていく中で、タブレットが入ってきて、学校を観察しに行っていたときに、以前のようにノートと鉛筆だけでなく、どの学級でもタブレットが並んでいるという状況も見られていると思いますが、小学校の英語の必修化も始まりましたし、小学校35人学級、それから部活動の地域移行、さらに、県でいうと不登校のための別室を用意するという、こういった取組もこの二、三年で取り組んできました。

高校入試も変わって、自己表現というものが入ってきて、こういったいろんなことが変わっていく中で、廿日市も、今の言ったことは全て対応していますが、さらにコミュニティ・スクール、地域と一緒にという、地域の中の学校ということで、これ令和5年から全面実施と、全ての学校ということで変わっていき、令和4年からは子ども議会ということで、中学生が社会をつくっていく当事者になるという動きを、さらに、台湾の基隆市との交流も再開と、本当にいろんなことが動いてきています。

そういった中で、子どもの変化というのもすごく感じるところがありまして、例えば、今も課題として多く取り上げられている不登校、これも、全国で令和5年で、小学校、中学校合わせて34万人と言われていています。これは、10年前の、小学校は5倍になって、中学校2.2倍。廿日市はと言いますと、昨年の集計で、小学校、中学校合わせて400人を超えました。10年前と比較すると、小学校は4倍です。中学校3倍。こういった動きは、今後恐らく進んでいくんじゃないかなと思っています。

いじめの質も随分変わってきていますし、重大事態に発展するケースも増えてきています。これは、子ども、保護者の立場も変わってきたというところが非常に大きいんじゃないかなと思っていますし、ヤングケアラーという言葉も、以前はなかったのが、もう今は皆さんご存じの言葉となってきました。虐待も増えていきます。

子どもを取り巻く環境が随分変わってきています。こういった中で、施策の大綱をどうしようかというところなんですけど、先ほど説明の中には、大綱というのは目標であり根本的な方針ということで、大きな方向性を示していくものだと思います。

今回、こういう思いがあるので、他の自治体の大綱を、最近変わったところもいろいろ見てみたんですが、どこも同じような形かなと思っています。今のような変化、流行と、

それから、常に大事にしなきゃいけない不易の部分と、こういったものがあるんだろうと思いますが、ある面、大綱というのは、ここを目指そうという何か理想的なもの、方向性というものが示されるということからすると、不易の部分、これが大きいのかなと思っています。

ですから、私の今の考えでは、この大綱、改めて廿日市のものを見ると、大きく枠組みを変える必要はないのかなとは思いますが、ただ、さっき言ったように、世の中変わって、取組もどんどん変わって、社会が変わっていく中で、例えば国の教育振興基本計画、でもいろんな言葉が新たに出てきていたり、廿日市ならではのものも考えていかなければならないというときに、キーワードとして何か入れ込まなきゃいけないものというのがあると思うんです。

例えば、ウェルビーイングという言葉が、目まぐるしく社会が変わっていく中で、自分自身はもちろんですけども、社会全体がいい状態になるというところ言えば、ウェルビーイングという言葉が大事だと、これから大事になってくると思いますし、誰一人取り残さないというのは、学校教育だけでなくいろんなところで言われるようになってきています。これも、多様性がどんどん広がっていたり、いろんな価値観の方がいらっしゃる、これが当たり前になってきている中で、全ての人の可能性を引き出す行政社会を実現するという意味で、そういった言葉も必要なのかなと。

さらに、廿日市市で言うと、昨年、子ども宣言をして、その中で、子どもが主役のまちという言葉も非常に大きな意味を持つと思い、その言葉や、総合計画と考えていく中で、まだこれは検討中ではあるけれども、例えば未来への挑戦という言葉も、その議論の中に出てきたり、そういった言葉も、今後、シビックコアをはじめいろんな将来をにらんだときに、子どもを中心に置いた枠組みの中で、非常にいいフレーズなんだろうというようなことも思っています。

そういったキーワードを組み込みながらもう一度見直していく中で、繰り返しますが、大きな枠組みというのはそう変わらない、今のこの大綱を見ても、いろんな変化の中でも十分通用するような枠組みではないと私は感じています。

○松本市長

教育長、今の大綱と大きく変える必要はあまりないんじゃないかなということをおっしゃるけれども、現行の教育大綱の考え方とか、少しご紹介させていただいたほうがいいですかね。ポイントみたいなのところを。

○事務局（宮本課長）

現行の計画につきましても、令和7年度まであります第6次総合計画に基づき、個別計画といたしましては、先ほど教育長が言われました教育振興基本計画、また、幼児からという形になりますので、子ども子育て支援計画等と連動しながら策定するような形になります。基本的には、国の教育振興基本計画を参酌する形になりますので、次期大綱につきましても、国の教育振興基本計画の趣旨に基づいて、そちらを参酌しながら策定するような形になると思います。

それで、先ほど教育長が言われましたように、国の教育振興基本計画につきましては、主に5つの基本的な方針が定められております。グローバル化に対する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成であるとか、ネット社会という形がありましたけれども、教育のデジタルトランスフォーメーションの推進に係るもの、また、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出せる共生社会の実現に向けた教育の推進などについての基本的な5つの目標が、国の教育振興基本計画に定められておりますので、そちらのほうと、来年度、市の教育振興基本計画も策定するような形になりますので、そちらと連動を図りながら、次期大綱についても策定をしていきたいと考えております。

○松本市長

それでは、皆さんからご意見を賜りたいと思います。

先ほど教育長から、キーワードという形で伺っておりますけれども、どういう視点でこれからこの大綱を作り上げていくかというようなところを、少しご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

○松本委員

視点を提供するんじゃなくて、逆にお聞きしたいんですが、総合計画と連動して策定していくと思いますが、今、総合計画に非常にいろいろ取り組んでいただいている中で、総合計画はまだできていない状態ですけども、今までの総合計画とこれからの総合計画で大きく変わることはもちろんないと思うのですが、どういうあたりが変化がありそうかだとか、そういったあたりを参考までに教えていただけないでしょうか。

○事務局（宮本課長）

総合計画の策定につきましては、今年度来年度、令和6年度と7年度で策定するような形になります。

それと、先ほどの総合計画なんですけれども、基本構想を策定している段階です。その

中で、基本理念につきましては、第6次総合計画が、市民一人一人が幸せに暮らせるまちづくりという形で策定させていただいています。今つくっておりますけれども、次期の計画につきましては、いろいろなキーワードが出ておりました。その中で、いろんな方と「つながり」とか「つなぎ」というキーワードがよく出ております。そういった形のものがよく出ておまして、次期の基本理念につきましては、市民一人一人が共にという形で「共に」を追加させていただいて、共に幸せに暮らせるまちづくりというのを基本的理念に掲げております。

その中の将来像、10年後の将来像につきましては、今上がっていますが、安心に包まれ、わくわくが広がる未来への挑戦を楽しむまち、つなぎ、つながり、共に歩むという形で、みんなが、先ほど教育長も言われましたように、自分だけじゃなくて全ての方が幸せにつながって、全ての方がウェルビーイングの形で多様な個性をそれぞれ生かしながら、みんなが幸せに生きがいを感じる社会にしていきたいという形で、いろいろなワークショップ、アンケートをさせていただく中でも出ておりますので、そちらを盛り込んだ形、特につながりというのを大事にしたいと考えております。

○事務局（胡部長）

少し補足ですけれども、総合計画自体は、今、基本構想部分の話はしましたけれども、それを市がやる事業の中に落とし込んだ基本計画というものになりますが、それが今、分野別計画ということで、教育部門については、分野別の計画となる中で言うと、子育て・教育のくくりと、文化・スポーツ・生涯学習が違う分野で、もう一つの分野でくるような仕組みになっていますので、今、策定班の中では、その理念づくりであるとか、具体的な目指す姿であるとか、どういった事業をやっていこうかということで、策定中なので、その総合計画自体がどのように変わろうとしていますかというのは、お答えできないんですけれども、次回、今の予定でいくと夏頃、第1回目のこの総合教育会議を開くということになっていますので、そのときには、そういったものも含めてお示しできるのかなと考えています。

○松本委員

ありがとうございました。

総合計画がつながりをすごく重視しているというところが非常にいいなと思ひまして、そういった視点が教育大綱にも、今の時点でも入っているとは思ひんですが、そういうあたりをもっと記載できればいいと思ひました。

以上です。

○松本市長

いかがでしょうか。

○岡本委員

大綱ですから、具体的な細かいところは示さないものということを理解しました。

だから、今の第一期目の教育大綱に示された内容と、それほど大きくは変わらないかなと思うんです。ただ、具体的に言うと、多様性を考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。多様性に対して、変化、自分を変えていくというか、そういうこともあるし、実際に、学校を多様性に対応するような施策を行っていないと、私は、不登校とかいじめとかがなかなかなくなるんじゃないか、そこにキーワードがあるんじゃないか。今、ご説明があったものでいいかなと思うんですけれども、具体を考えると、やっぱり多様性というのがキーワードかなということを思っています。

○松本市長

具体と多様性。

○事務局（胡部長）

では、私から。

先ほど教育長のほうからも、子ども、保護者の価値観がすごく変わってきたというようなお話がありました。それが多様性なんだろうと思っています。

次の総合計画でも、「つなぐ」とか「つながり」ということが、行政が全てできるかどうかということになると、全て行政でできるということではないので、そうすると、いろんな人との関わりをつくっていくことと、そこを団体と団体をつないだりということで、つなぎ、つながりというようなところ、それはお互い価値観があってということが、そこが大前提ということで、心の安心がないと、つながるということも難しいだろうと思っています。

今回の第2期の大綱を見ますと、ふるさと廿日市というようなところ、愛着と誇りということで、今、廿日市はシビックプライドの醸成で、子どもさんについても、ふるさと学習であるとか、地元を勉強すると地元が好きになるということ、子どもの成長のために一旦外へ出ていったとしても、例えば、大学進学で出ていったとしても、将来もう一回帰ってこようかなと思うようなふるさとが廿日市、これが転入超過につながればいいなと思っていますけれども、そうしたことを着実にやっておりますので、そうした学校教育だ

けではなくて、学校教育は教育振興基本計画のほうで具体策を示してもらえばいいんですが、その理念といったところは、大きく包むというか、生涯学習のことが最後5番目にも出ていますけれども、人がまちを支えるということ、人づくりというところがあると思いますので、これから人口減少社会に入ってきますけれども、そうしたことを念頭に置きながら、皆さんからいただいたキーワードを中へ込めるようなことで考えてまいりたいと思っています。

○石角委員

これまでも皆さんお話しになられているように、この方針の5つというのは継承するのでもいいとは思いつつ、自分自身がずっと学校教育の中にいた者が、その外側から地域学校協働本部で支援活動とかそういったことをさせていただいたりとか、別の仕事をしたりしている中で、学校にボランティアで来られている方々と一緒に過ごすのに、長年やっておられる方がすごく学校のために役には立つんですけども、それが自分自身のためだと、自分の子どもも見守って子どもが育っていくのを見るのが楽しみで、だから、やってあげると言うよりも自分の楽しみでやっているという、そういう方々がおられ、皆さんそういう思いで来られていることが見えてきて、そのとおりだなと思っておりまして、方針1では、まち全体で子どもを育てるというんですけども、その子どもたちのためと言いながらも、やはり自分の生きがいになっているんだろうなと思いました。

方針の生涯にわたる一人一人の学びの支援のところなんですけれども、実はここに該当する市民の方の数が圧倒的に多いわけで、5分の1というよりは、本当に短く書いてあるんですけども、私、近くの公園で朝、ラジオ体操に行っておりまして、阿品台地区ですけども、もう多いときは50人を超える方が来られて、ラジオ体操、その後また太極拳をすとかというのに、時々ご一緒するんですけども、そうやって顔を合わせるから、それを励みに毎日来られて、もう本当に正月以外は毎日来られる方もおられる。

そういう、健康を維持しながら様々な文化、スポーツ、芸術、そういったものを楽しめる、そういう健康づくりを大事にするということが、自分自身も健康を維持しながら、いろんなことを動けるうちにやりたいという思いが強くなりますので、この方針の5の中のところに、健康づくりとか、つながりという言葉も入っていますので、やりがいとかそういったものが入ってくるといいと思います。

○松本市長

まちが成長すれば、こういったところがますます重要視されてくるんだろうと、ウエル

ビーイングにつながっていくんだろうと思います。少し書き込みを。

そのほか、何か。

○生田教育長

発言、少し反省しています。というのは、来年度の計画で、策定方針をあまり踏み込み過ぎて変えないほうがいいと、個人的な感想を言いましたけれども、今の大綱を進めていく中で、そんなことを感じたという意味で捉えていただいて、ただ、今、石角委員が言われたような、これ、ある意味で学校教育に重きを置き過ぎているのかなというのを感じるところです。

例えば、先ほどもありましたけれども、宮島の歴史についても、今から探っていく中で、廿日市の宝と4番に書いてありますが、そういったところ、宮島という言葉も出てくるという形、もう少し広い視点で教育という世界に踏み込む必要があると思います。

○松本市長

古谷委員、どうですか。

○古谷委員

現大綱ですか、事前に言わせていただいたように、教育長が言われたように、網羅的にされているなど、率直に思いました。

ただ、思ったのが、私の仕事柄、子どもの関係で、虐待に関する報告が上がってくることが結構あって、それが本当に結構深刻だなと個人的に考えています。それが、今回、大綱には入っていなかったり、基本方針に盛り込んでいなかったというのは、そういう基本方針に盛り込むべき性質じゃないのか、その辺はどのようにお考えなのかというのは、1点聞きたいなと思いました。

それと、ICT化というのがすごく大事だと思うんですけども、それに伴った情報リテラシー、その部分の教育というのはどうなのかなというところに関して、質問させていただきたいと思います。

○事務局（宮本課長）

すみません、大綱につきましては、広く記載する形になろうかと思います。その中で、国の教育基本計画等々を参酌するような形になります。それに併せて、地域の実情を反映した形になっておりますので、いろんなキーワードをいただいた中で、廿日市らしいものができればいいかなと考えております。

また、治安のお話がありましたけれども、地域が安心して暮らせるというのは大事なもの

だと思います。そうやって暮らすための教育というのも必要になるかと思うので、どのように盛り込めるというのはあろうかと思いますが、安心の下、皆さんの生活があるというように考えておりますので、安心というのは重要なことだと思います。

また、総合計画を作成する中でも、若者子ども夢会議という形で、若い方から40歳未満の方についてのワークショップをさせていただいていますが、先ほど石角委員からありました地域の活動という形で、地域が活発なまちになりたいとか、治安がいいまちというのが10年後の目指す姿として、廿日市の目指す姿としての内容は上がっておりますので、委員さんからいただいたキーワードを大綱の中に盛り込めればいいかなと考えています。

○松本市長

情報リテラシーの部分で。

○事務局（雨河課長）

自分は、学校教育の中での話をさせていただくんですけども、学校のほうでもこれまでたくさん話が出ていたように、一気にICT化が進んでいて、児童生徒がタブレットなどを活用するシーンというのが、急速に増えました。それにも伴って、やはり不適切な使用によってトラブル等も生じているところが実際にありまして、その中、学校ではデジタルシチズンシップ教育に取り組んでいるところです。

こういった課題とかデジタルシチズンシップ教育の充実といったところは、今考えている総合計画の施策方針の中にも文言が出てきて、充実していくということは考えているので、この大綱の中にもどのように落とし込めるかということを考えながらやっていけたらなと思っております。

○事務局（佐川部長）

すみません、1点目の古谷委員の補足ですけども、虐待という言葉が出てきました。大綱の中に、そういった虐待というワードが入るのかというところももちろんあるんですけども、当時、恐らくこの自殺対策というところにキーワードが行っていたのかなという思いはあります。

その虐待という言葉がここに載るのか、あるいは教育振興基本計画のもっと具体的なところに載っていくのかというところはあると思いますが、それは、これまでを踏まえた中で進めておりますので、この大綱に載せるのか、教育振興基本計画に載せるのかということは、少し検討が要るかなと思います。

○松本市長

いかがでしょうか。

今回、いろんなキーワードをいただきましたけれども、キーワードがこれまでの方針で包含できるのか、また、方針を変えていかなければ、カバーできないのかというのがいろいろあると思うので、それはまたしっかり8月までには、そこで精査させていただきますので、8月には分かりやすいような形で皆さんにご提示させていただければというふうに思っております。

どうですかね、キーワード、もっとこんなことを入れたらどうかというのがあれば、お聞きしておきたいと思いますけれども。

○生田教育長

キーワードではないんですけれども、今日は、この大綱を作成するための頭合わせだと思っているんですが、先ほど古谷委員さんが言われたように、虐待とか、私もさっき言った不登校であるとか、いろんな課題が山積みなんです、大綱に何を書いていくかというときに、自分でも昨日いろいろ考えながら、課題への対策を書いていくというよりは、目指す目標を書いていくべきなのかなと、いろいろ思っていたんです。だから、当然、虐待の今の実態であるとか、不登校やいじめの今の状況だったりというのは頭に置いた上で、どこを目指すのかということがここへ載るといいのかなと、自分では考えて、そんな感じでいいんですかね。

○事務局（宮本課長）

そうですね、目指すものというのがありますので、そちらに向けて作成するというのが一番よろしいと考えます。

○石角委員

もう一つ、いいですか。

今、地域の住民の一人としての立場で見ると、それぞれ町内会があって班があって、コロナ以降またつながりも、どなたが亡くなったかというのも大分後から知るような、そういう近所でのつながりというのもちょっと希薄になっているということを感じるんですけれども、最後の5ページの最後に、人づくり、まちづくりという、このまちづくりもあると思うんですけれども、町内会も「うちは入りません」とか、そういう方もちらほら出てきたりして、地域によってはかなりそういう方が多いところも聞くんだけれども、そのあたり、これが範疇に入るのかどうか分かりませんが、その辺も心配な状況だなと感じております。

○事務局（胡部長）

一番最後のページに、生涯にわたる一人一人の学びを支援しますという記載ありますけれども、ここの一番最後のところに、環境づくりを進めて、人づくり、まちづくりに取り組むというようなところです。

先ほども言いましたように、これは学校教育にとらわれていないということで、人生100年という話がありましたけれども、常に人が成長するには、学びなんだろうと思います。それが生涯教育という言葉に代表されることかというのがあるんですけども、それが、先ほど申したように、人口が減って行って、まちのコミュニティー。コミュニティー単位はいいですけども、全体としての連合会になると、もう人がいないねとか、いろんな行事ができないねということも、今、議会の中で一応話が出ています。

そうした中で、やっぱり一人一人が自分事として何をしていくかということが一番大切、それには常に学びであったり、関係づくりというのが必要になろうと。それがまちを支える原動力になるんだろうと思いますので、そうした現状を踏まえながら、どういった姿を目指すのか、どうした状態にしていくのかを、ここにタイトルとして記載することと、補足の説明をさせていただくということになろうかと思いますので、そうしたまちづくりに取り組むというところもしっかり、考え、思いを入れてまいりたいと思っております。

○松本市長

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見ありがとうございました。

本日の議題は以上となります。事務局へお返しします。

○事務局（宮本課長）

長時間にわたりありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和6年度第2回総合教育会議を終了させていただきます。ありがとうございました。